

水曜コラム+

日銀いよ金融教室 第96回：「はじめまして」

2018年8月8日（水）（愛媛新聞E4編集係）

7月に第39代日本銀行松山支店長に就任しました堂野敦司です。前支店長の金沢に続いて、本コラムも担当させていただくことになりました。以降、宜しくお願いします。

初回ですので、自己紹介をさせていただきます。私は、昭和42年4月大阪府交野市に生まれ、平成3年に日本銀行に入行、今年で勤続28年目を迎えました。これまでの支店勤務は、入行1年目の平成3年に高知支店、その後平成15年に熊本支店（総務課長）、平成18年に京都支店（営業課長）の計3回で、松山支店は京都支店以来、約10年ぶり4回目となります。

平成20年以降のここ10年間は、本店政策委員会室での国会関連の仕事や内閣府への出向など、日銀と政府・国会との接点を担う仕事をしていました。

皆様の中には、日銀に国会関連の仕事があることを意外に思われる方もいらっしゃるかもしれませんが、その点について少しご紹介したいと思います。

少し遡りますが、平成9年に昭和17年に公布された旧日銀法が改正され、現在の日銀法が制定されました。この改正により金融政策の独立性が高められると同時に、国民や国会に対する説明責任が従来以上に求められるようになりました。現行日銀法第54条では、日銀に対し、金融政策等の内容について概ね半年に一度報告書を国会に提出することを義務付け、それを説明するように努めること、また、総裁等は各議院又はその委員会からの求めに応じ、当該各議院又は委員会に出席しなければならない旨、定められています。例えて言えば、日銀の機能が強化される一方で、日銀の株主である国民を代表する国会に対する説明責任も強化されることになった訳です。

参考までに総裁等の国会出席日数をみますと、今年入り後は30日程度（[日銀HP参照](#)）、国会に出席しています。本年1月に始まりました第196回通常国会（1月22日～7月22日）は平日だけを数えると約120日間開催されていましたので、単純計算で平日4日に一度の頻度で日銀総裁等が国会に出席を求められたこととなります。

この平成9年の日銀法改正を受け、国会との窓口となる部署として新たに設けられたのが政策委員会室国会渉外課です。この部署の重要な仕事の一つが、総裁等が国会に出席する際の各種調整等を行うこと、即ち、独立性が高められた金融政策運営と国会に対する説明責任との調和を図ることです。私は平成27年から松山支店赴任直前までの約3年間、国会渉外課長として、こうしたバランスのとり方に苦心させて頂いてきた次第です。

以上、今回は自己紹介を兼ねて松山支店赴任直前まで携わっていた日銀と国会との接点を担う仕事について、少しご紹介させていただきました。次回以降は、金融経済に関する話題を中心に取り上げたいと思います。

これまでの自分自身の経験なども踏まえまして、日銀松山支店長として愛媛県経済の発展のために少しでも貢献できますよう尽力したいと考えています。宜しくお願いします。

(日本銀行松山支店長・堂野敦司氏)